

阿賀野市条例第8号

阿賀野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

阿賀野市子ども・子育て会議条例（平成25年阿賀野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第72条第1項」の次に「及び児童福祉法（昭和22年法律164号）第8条第3項」を加える。

第2条中「法第72条第1項各号」を「次」に、「処理するものとする」を「所掌する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 児童福祉法第8条第3項に規定する事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に係る審議に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。